

# 五城目町職員定員適正化計画(第2次)

## (H21～H26)

※五城目町自立計画（H20.11改訂版）に基づく平成26年度までの定員適正化計画

平成20年11月28日  
五城目町総務課

## 1. 第2次定数適正化計画策定の趣旨

五城目町職員定数条例（昭和30年五城目町条例第4号）で定める職員の定数について、五城目町自立計画の見直しに伴い適正化を図るための計画を策定するものである。

本町の職員の定員適正化については、平成17年度に策定した「五城目町自立計画」及び「五城目町第3次行政改革推進プログラム」において五城目町職員定員適正化計画を策定し、計画に基づき実施してきた。

同計画では、職員数の目標として平成17年度に174人の職員を平成22年度までに146人と定め、新規採用を行わず、退職者不補充により平成20年4月1日現在で目標数値が159人のところ155人となり、単年度毎の数値目標を達成してきた。また、自立計画においては、平成21年度まで25人削減、平成26年度まで50人削減で124人の数値目標を定めている。

しかし、依然として厳しい財政状況にあり、また地方分権の推進による自治体の裁量権が拡大する状況の中、秋田県における「消防広域化推進計画」による消防業務の統合、「耐震改修促進計画」による耐震診断・改修等の新たな業務への取り組みや、将来においても多様化・複雑化する住民ニーズに対して最大の財政効果をあげられるように、時代に適合する職員数の適正化を図るものである。

## 2. 定員管理の現状

現行の定員適正化計画は、平成17年度の職員数を基準として平成22年度までに28人（基準の16%）の削減を目標としていた。

この間、原則退職者不補充、施設の指定管理者制度の導入等により職員数の適正化に努めてきた。

その結果、平成20年4月1日までに19人（基準の10.9%）削減することができた。

過去4年間の職員数の状況は、次のとおりである。

（各年4月1日現在、単位：人）

	H17	H18	H19	H20	減員数	減員率
計画数値	174	172	166	158	△16	9.2%
実績数値	174	168	162	155	△19	10.9%
採用者数	0	0	0	1		
退職者数	6	6	8			

## 3. 類似団体別職員数との比較

平成19年4月1日現在の職員数を用いた「類似団体別職員数の状況（H19.4.1現在）」による類似団体との比較は、次のとおりである。

（単位：人）

	五城目町	類似団体 （単純値）	類似団体 （修正値）	単純値と の比較	修正値と の比較
一般行政計	93	97	104	△4	△11
特別行政計	51	28	52	23	△1
普通会計計	149	125	156	19	△12

※水道・簡易水道・下水道・国保事業・介護事業等の公営企業等会計部門の職員は含まれない。

類似団体：全国の市町村を人口と産業構造を基準にグループに分け、そのグループごとに普通会計部門（一般行政部門と特別行政部門）の職員数の人口1万人当たりの数値を算出し指標としたものである。（五城目町は、人口10,000人～15,000人、産業構造：Ⅲ次55%以上の類型（全国で68団体）に属する。）

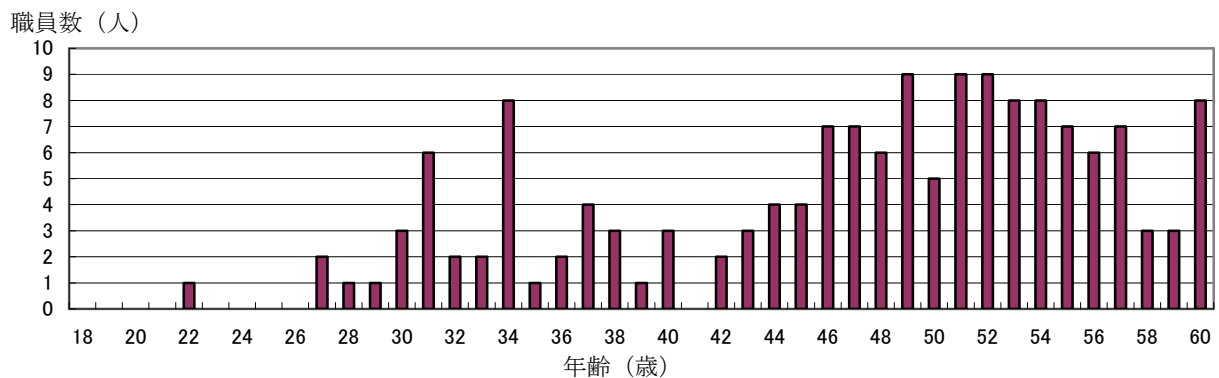
指標：団体の大まかな状況を把握する場合には単純値を、実際の職員配置を反映させた状況を把握する場合には修正値を用います。単純値と修正値は総務省で毎年見直し、改定されます。

- ・一般行政部門  
単純値及び修正値のどちらも下回っている。  
民生部門（保育所）の職員数が、類似団体を下回っている。
- ・特別行政部門  
単純値において大きく上回っている。  
単純値の消防部門の職員数が、類似団体を大幅に上回っているが、修正値の消防部門の職員数は、逆に下回っている。

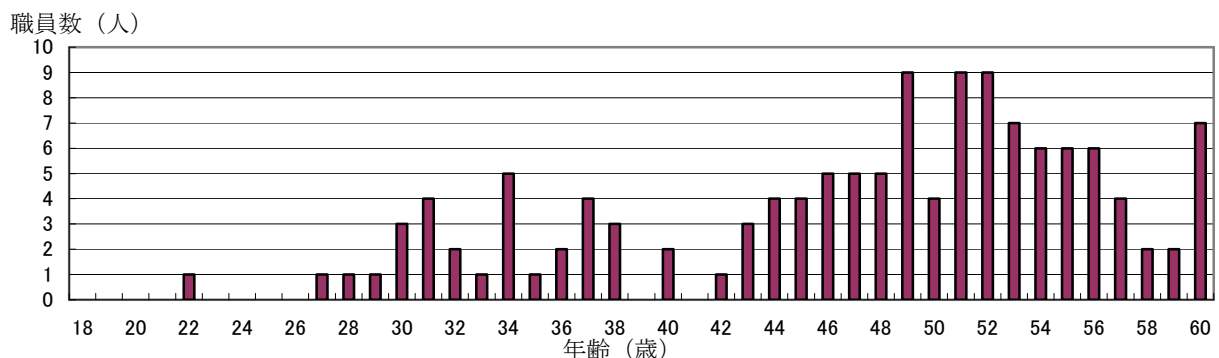
#### 4. 定員適正化の基本的考え方

職員の年齢構成に偏りがあり、46歳以上の職員が102人と全体の65.8%を占めており、20歳代の職員数が極端に少ない。特に消防職員を除いた一般行政職の場合、49歳から52歳までの職員が31人と20%を占め、この年代の大量退職に備えた対策が必要があり、職員の年齢構成を考えた定員適正化計画と各部署の人員配置に留意していく必要がある。

年齢別職員数



年齢別職員数（消防職員を除く）



◇今後の定員適正化の取組方針

- ①定員適正化計画の推進は、「五城目町自立計画」及び「五城目町第3次行政改革推進プログラム」を基にして、取組みを進める。
- ②事務事業の見直し、組織・機構の見直し、施設の管理を含む民間委託の推進等により、計画的な職員数の削減に取り組む。
- ③将来を見据えた長期的な視点から、これからの五城目町を担う人材を計画的に確保することを踏まえ、年度ごとの新規採用者数の平準化に努める。
- ④職員の意欲や能力を最大限に引き出し、組織を活性化させる人事制度の確立に努める。
- ⑤国における制度改正や社会状況の変化等により、業務量に急激な変化が生じて定員管理に影響を及ぼす場合には、必要に応じて定員適正化計画を見直すものとする。

◇対象職員

定員適正化計画における対象職員は、一般職に属する職員で、地方自治法第172条第3項の規定により五城目町職員定数条例（昭和30年五城目町条例第4号）で定める定数（193人）第2条に規定する職員をいう。

5. 定員適正化の数値目標

職員の定員適正化の数値目標は、平成17年度の職員数174人から30%削減（50人）の124人とし、目標達成年度については、職員の年齢構成の偏りの解消を図りながら大量退職の終了する平成32年度とする。当該計画の数値目標については、「五城目町自立計画」の計画期間である平成26年度までとし、平成26年4月1日の職員数の数値目標を145人とする。年次別数値目標は、次のとおりとする。

（単位：人）

区 分	基準数値		各年4月1日の職員数						増減数 (H26-H17)
	H17	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
一般行政職	149	129	129	129	129	127	123	119	△30
消防職	25	26	26	26	26	26	26	26	1
合 計	174	155	155	155	155	153	149	145	△29
採用者（見込）	0	1	2	2	2	2	2	2	/
退職者（見込）	6	8	2	2	4	6	6	7	

※採用者・退職者見込数は一般行政職の人数であり、消防職は含まない。

○参考：平成27年度～平成32年度退職予定者数

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	計
退職者（見込）	7	9	9	4	9	5	43